

第335回臨時議会 「独立行政法人がんセンターの中期計画」 反対討論

2016. 4. 1 日本共産党栃木県議団 野村せつ子

日本共産党栃木県議団の野村せつ子です。私は第一号議案、「地方独立行政法人栃木県立がんセンター中期計画の認可について」に反対する立場から討論します。日本共産党は、がんセンターが真に県民のためのガン治療拠点としてその役割を果たしてもらいたいと考えるからこそ、独立行政法人化に反対してきました。それはつぎのような理由からです。

第一に、独立行政法人化の目的が、別法人にすることで独立採算性を強め、経営効率優先の運営を可能にすることにあるからです。経営の自由度とは、こうした意味を含むのであり、ひいては県の運営負担金を削減していこうとするものです。

国・総務省が2015年3月に通知した「新公立病院ガイドライン」は、経営の効率化、経営形態の見直しを強く求め「経常収支比率の目標は100%以上、黒字化をめざす」「民間病院並みの効率化」を明記しております。これに忠実に、「中期目標」「中期計画」は、5年間で経常収支比率100%以上と決めました。

もちろん、健全な経営への努力が必要なのは言うまでもありませんが、地方公立病院の経営悪化は、地方の努力不足のせいでしょうか。がんセンターの2014年度決算は、収益の増加以上に、医業外費用が27.7%もふえて、消費税増税による「雑損失」の増加が影響しました。医師不足の問題も、国の制度改革が引き金です。消費税の増税や、診療報酬の実質引き下げなど国の医療費抑制政策こそ最大の要因です。来春は消費税10%への増税が計画されており、医療機関の経営はさらに圧迫されます。こうしたもとで「黒字化」を求めれば、医療の質や患者サービスにしわよせが行きかねません。

第2に、独立行政法人に移行した他県の公立病院の事例からも、患者の負担増、職員の待遇悪化などへの懸念が払拭しきれないからです。2011年に独法化された宮城県立病院機構では、患者の窓口負担が増加。セカンドオピニオンが1回1万円だったのが、30分で1万500円と時間制限が設けられ、1時間かかった場合、15750円と1.5倍になるとのことです。医師との面接も無料だったものが有料になり、一回5250円かかり、診断書等その他の費用も値上げされました。「中期計画」では、セカンドオピニオン件数の目標値引き上げが定められていますが、時間制限で件数を増やすようなことにならないか懸念します。

職員の待遇問題では、独法化した病院は大むね職員費を削減する傾向にあり、それもあって収支が改善したと聞きます。がんセンターには県からの派遣職員、法人に承継された職員が両方存在し、「計画」では、「多様な勤務形態の導入」が明記されているため、今後法人が採用する職員との格差が生じると思われます。他県では、同じ仕事をしながら身分や給与が違うことでチームワークに乱れが生じたとの事例や、職員にも経営責任の共有が求められ、中期計画に追われて、検査や手術の増加に疲弊し、ベテラン職員の離職が相次いだ現場もあると聞きました。あくまで他県の事例ですが、費用を抑え、医業収益をあげる対策がこのような事態を招く可能性を見落とすわけにはいきません。

お金を出せば最先端の医療も受けられる様になりましたが、それができない県民にとって、高度ながん医療を提供するがんセンターの役割はますます重要です。にもかかわらず、県の公的責任を後退させる独法化と、それに伴う「中期計画」は認められません。

県立がんセンターは本日、独立行政法人として出発しました。私の懸念がとりこし苦労だったといえるよう、がんセンターが「県民のための医療」第一で、運営されることを切望し、討論を終わります。

に求める医療とは何か、経営の自由度が上がる、とありますが、経営の自由度とは、予算や職員定数、病床数など、議会のチェックを必要としないということであり、

「中期計画」の問題点について、は、2015年12月議会で議決された「中期目標」に基づいて今後5年間のがんセンターのあり方を定めるものです。法人化されれば5年に一度の目標改定と毎年の予算審議のほかは県議会への報告も議会のチェックもなくなります。それでほんとうに、県民のための病院として、発展させられるのか、疑問が残ります。

病床稼働率が2015年度は61%と大変低くなりましたが、すでに病床数は324床、すでに独法化された宮城県立病院機構では、医師との面談も有料化されるなど患者負担が増えたと聞きます。県民が安心して先進のがん治療を受けられる病院として、県が運営費の面でもしっかり支えるべきとの立場から独立行政法人化にともなう中期目標に反対します。

第28号議案について 独立行政法人栃木県立がんセンターの中期目標について 県としては平成25年11月に独法化の方針を決定し、今年3月議会で法人としての定款など議決している。その議論には参加していないので、あらためて独法化の目的も含めて基本的な問題点についてお聞きしたい。

①なんのための独立行政法人化なのか。

中期目標には、前文や目的などに縷々かかっていますが、一番の肝は、第四にあげられている「経常収支の黒字化」ではないのか。

②患者サービスについては、維持されるのか。

◎ 患者負担も職員への負担も、独法化すれば、県が直接関与することはできなくなり、そういう意味での「経営の自由度があがる」ことになる。それが県民にとっていいことかどうか。

③情報公開と県の関与

負担金を出しても、県立病院の現場で起きていること掌握できなくなる。、閉鎖的になるということ。情報公開もこれまでのように県の制度は使えなくなる。

まとめ・

● 独立行政法人の目的は端的に言うと交付金の削減によって独立採算を要求する。結果として受益者である県民サービスの低下や受診費用の増加、そして職員の賃下げまたは勤務条件引き下げにつながる。こういう可能性が大きい。

● いま国・安倍政権がすすめようとしている「医療改革」は、消費税を増税して、国民負担を増やししながら、社会保障そのものも重点化、効率化をはかることで、給付を抑制する方向が顕著になってきています。そういう医療政策のなかですから、県立病院の経営が大変なのは当然だし、それを乗り切るのは大変な努力がいると思います。だからといって、県費負担の軽減あるいは、政策医療の切りはなしを目的として、 これまでも栃木県は総合病院をもたず、特化した3病院のみを持ってきた。けっして十分だったわけではない。その県立病院の一つを事実上手放す、県の責任の外に追いやることは、認められない。